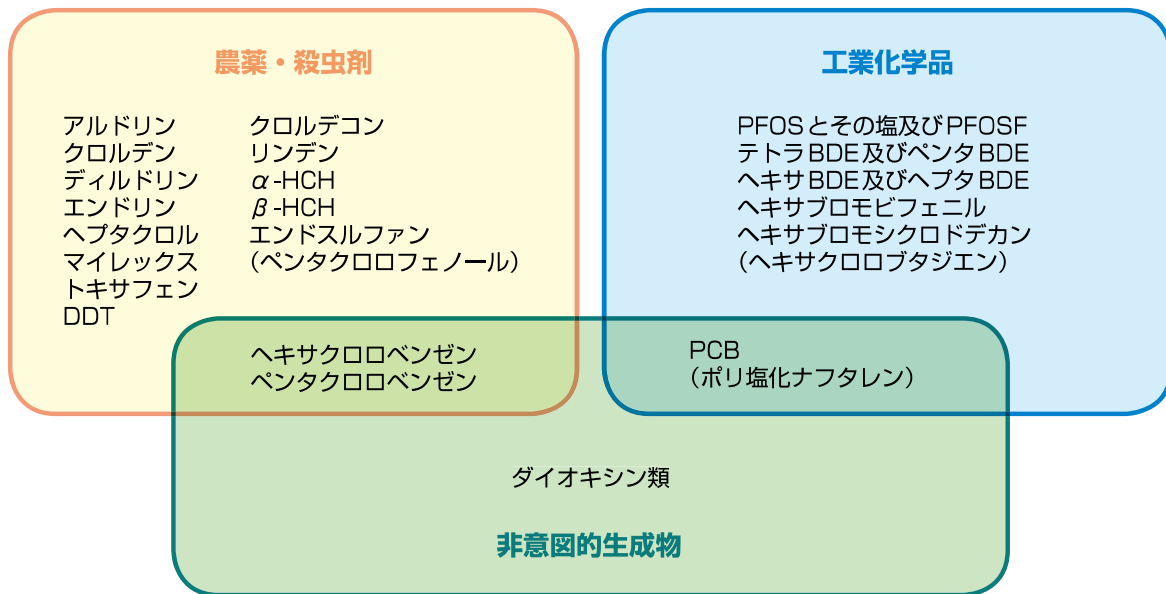


## どんな物質が POPs なの？

POPsの製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」では、現在23物質が対象となっています。

POPsには、大きく分けて農薬や殺虫剤、工業化学品として製造され、使用される化学物質と、意図せず

に生成されてしまう化学物質とがあります。現在、農薬や殺虫剤15物質、工業化学品6物質がPOPs条約の対象物質となっています。また、意図せずに生成されてしまう化学物質としては5物質が条約の対象物質となっていますが、この中には農薬や殺虫剤、工業化学品として製造・使用されている化学物質も含まれています。



(括弧内の3物質は2016年12月に発効予定の物質です。)

### 【略語】

BDE：プロモジフェニルエーテル

HCH：ヘキサクロロシクロヘキサン

PFOS：ペルフルオロオクタンスルホン酸

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン

DDT：ジクロロジフェニルトリクロロエタン

PCB：ポリ塩化ビフェニル

PFOSF：ペルフルオロ酸オクタンスルホン酸フルオリド

(各物質の詳細については、⑧～⑫ページを参照ください。)

### (意図的生成物と非意図的生成物)

POPsの中でもDDT、アルドリンなどの化学物質は、農薬、衛生害虫の駆除剤などとして使用する目的で製造されたものです(意図的生成物)。これに対し、例えば、ダイオキシン類は意図的に製造されるものではなく、炭素・酸素・塩素などを含むものが熱せられる過程などで、副生成物として意図せず生成してしまうものです(非意図的生成物)。

なお、PCB、ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン(及びポリ塩化ナフタレン)は、意図的生成物として製造される場合と非意図的生成物として生成してしまう場合の両方があります。